



魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

### 富山県告示第189号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営射水池多地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
県営射水池多地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和2年4月8日から  
令和2年5月12日まで
- 3 縦覧の場所  
射水市役所

## 教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第190号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営千元池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
県営千元池地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和2年4月8日から  
令和2年5月12日まで
- 3 縦覧の場所  
氷見市役所

## 教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第191号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営谷内田池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
県営谷内田池地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和2年4月8日から  
令和2年5月12日まで
- 3 縦覧の場所  
氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第192号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営中村地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 縦覧に供すべき書類

県営中村地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和2年4月8日から

令和2年5月12日まで

### 3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、

富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第193号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営猪谷池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 縦覧に供すべき書類

県営猪谷池地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和2年4月8日から

令和2年5月12日まで

### 3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第 87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第194号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営女川新・東福地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 縦覧に供すべき書類

県営女川新・東福地区土地改良事業変更計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和2年4月8日から

令和2年5月12日まで

### 3 縦覧の場所

立山町役場

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、

1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

## 富山県告示第195号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営石堤地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 縦覧に供すべき書類

県営石堤地区土地改良事業変更計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和2年4月8日から

令和2年5月12日まで

### 3 縦覧の場所

高岡市役所

## 教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。



**富山県告示第196号**

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

広田用水土地改良区から申請のあった米田地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和2年3月27日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
土地改良事業計画書の写し  
定款の写し
- 2 縦覧の期間  
令和2年4月8日から  
令和2年5月12日まで
- 3 縦覧の場所  
富山市役所

**富山県告示第197号**

特定計量器の定期検査の実施について

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 対象となる特定計量器
  - (1) 非自動はかり、分銅及びおもり
  - (2) 皮革面積計
- 2 検査を行う区域  
氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市

## 3 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和2年 6月5日(金)	午前10:30~正午	氷見市小境1420番地 氷見市立灘浦小学校
同上	午後1:30~午後3:00	氷見市阿尾1015番地 氷見市阿尾公民館
6月9日(火)	午前10:30~正午	氷見市飯久保 168番地 氷見市十三公民館
同上	午後1:30~午後3:00	氷見市万尾 485番地 氷見市立十二町小学校
6月10日(水)	午前10:30~正午	氷見市加納 135番地 氷見市立北部中学校
同上	午後1:30~午後3:00	氷見市小久米93番地 氷見市立西の杜学園
6月11日(木)	午前10:00~午後3:00	氷見市本町4番9号 氷見市教育文化センター
6月12日(金)	午前10:00~午後3:00	氷見市本町4番9号 氷見市教育文化センター
6月16日(火)	午前10:00~午後3:00	氷見市柳田3223番地 氷見市立西條中学校
6月17日(水)	午前10:00~午後3:00	氷見市中央町12番21号 氷見市いきいき元気館
6月18日(木)	午前10:00~午後3:00	氷見市中央町12番21号 氷見市いきいき元気館
6月19日(金)	午前10:00~午後3:00	氷見市中央町12番21号 氷見市いきいき元気館

6月23日(火)	午前10:00～午後3:00	射水市二口1081番地 射水市子ども子育て総合支援センター
6月24日(水)	午前10:30～正午	射水市加茂中部 893番地 射水市下村コミュニティセンター
同上	午後1:30～午後3:00	射水市小島 703番地 射水市大島コミュニティセンター
6月25日(木)	午前10:00～午後3:00	射水市戸破1032番地3 射水市小杉地区センター
6月26日(金)	午前10:00～午後3:00	射水市戸破1032番地3 射水市小杉地区センター
6月30日(火)	午前10:00～午後3:00	射水市戸破1032番地3 射水市小杉地区センター
7月2日(木)	午前10:30～正午	南砺市上平細島 879番地 南砺市上平行政センター
同上	午後1:30～午後3:00	南砺市下梨2240番地 南砺市平行政センター
7月3日(金)	午前10:30～午後3:00	南砺市利賀村 171番地 南砺市利賀行政センター
7月7日(火)	午前10:30～正午	南砺市蛇喰1009番地 南砺市井口行政センター
7月8日(水)	午前10:30～午後3:00	南砺市井波 520番地 南砺市井波行政センター
7月9日(木)	午前10:30～午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所福光庁舎別館
7月14日(火)	午前10:30～午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所福光庁舎別館

7月15日(水)	午前10:30～午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所福光庁舎別館
7月16日(木)	午前10:30～午後3:00	南砺市城端1046番地 南砺市城端伝統芸能会館じょうはな座
7月20日(月)	午前10:00～午後3:00	南砺市高宮1248番地 農事組合法人富山干柿出荷組合連合会集荷場
7月21日(火)	午前10:30～午後3:00	南砺市苗島4880番地 南砺市福野行政センター南側駐車場
7月22日(水)	午前10:30～午後3:00	南砺市苗島4880番地 南砺市福野行政センター南側駐車場
7月27日(月)	午前10:30～午後3:00	砺波市矢木24番地 砺波市庄下農村振興会館
7月28日(火)	午前10:00～正午	砺波市安川1616番地 砺波市社会福祉庄東センター
同上	午後1:30～午後3:00	砺波市庄川町青島401番地 砺波市役所庄川支所
7月29日(水)	午前10:00～午後3:00	砺波市栄町717番地 砺波まなび交流館
7月31日(金)	午前10:00～午後3:00	砺波市栄町717番地 砺波まなび交流館
10月6日(火)	午前10:00～午後3:00	小矢部市城山町1番1号 小矢部市民体育館
10月7日(水)	午前10:00～午後3:00	小矢部市城山町1番1号 小矢部市民体育館
10月8日(木)	午前10:00～午後3:00	小矢部市清水369番地1 小矢部市津沢コミュニティプラザ

10月13日（火）	午前10：00～正午	射水市射水町一丁目17番地1 射水市堀岡コミュニティセンター
同上	午後1：30～午後3：00	射水市海老江1082番地 射水市海老江コミュニティセンター
10月14日（水）	午前10：00～午後3：00	射水市中新湊23番10号 射水市立放生津小学校
10月15日（木）	午前10：00～正午	射水市作道 908番地 射水市作道コミュニティセンター
10月20日（火）	午前10：00～午後3：00	射水市本町二丁目13番1号 射水市新湊消防署
10月21日（水）	午前10：00～午後3：00	射水市本町二丁目13番1号 射水市新湊消防署
令和2年5月11 日（月）から 同年12月28日 （月）まで（日 曜日及び土曜日 並びに国民の祝 日に関する法律 （昭和23年法律 第178号）に規 定する休日を除 く。）	午前9：00～午後4：00	富山市新庄町39番地の6 富山県計量検定所

#### 4 特定計量器の所在の場所において実施する定期検査

対象となる特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当する場合は、令和2年5月11日（月）から同年12月28日（月）までの間において別に定める期日に実施する。

## 富山県告示第198号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和2年4月1日	1651900100	特定非営利活動法人おん	富山市呉羽町6832番地18	チャレンジャー	射水市三ヶ2524番1

## 富山県告示第199号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援・放課後等デイサービス	令和2年4月1日	1651600064	株式会社スマイル・ハート	中新川郡上市町森尻375番地	キッズハウスのぞみ立山	中新川郡立山町江崎107

## 富山県告示第200号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
同行援護	令和2年4月1日	1610200816	株式会社ソワカ	高岡市石塚41番地	ヘルパーステーション きおら	高岡市石塚41番地

## 富山県告示第201号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1652080019	
指定年月日	令和2年4月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 城端敬寿会
事業所	所在地	南砺市理休 270番地
	名称	介護老人保健施設 城端うらら
サービスの種類	介護予防訪問リハビリテーション	

事業所番号	1670202686	
指定年月日	令和2年4月1日	
申請者	名称	株式会社 後藤





**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 店舗の名称及び所在地**

三井アウトレットパーク 北陸小矢部 小矢部市西中野字鷺場1-1 ほか

**2 店舗を設置する者 三井不動産株式会社****3 変更事項****(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名**

(変更前) 株式会社ナイツブリッジ・インターナショナル 東京都渋谷区広尾

5-6-6 広尾プラザ6階 代表取締役社長 堀田 浩

ハンティングワールドジャパン株式会社 東京都千代田区九段南3

1-8-11 飛栄九段ビル6階 代表取締役 伊藤 文治郎

コーチ・ジャパン合同会社 東京都港区六本木6-10-1 六本木

ヒルズ森タワー19階 PRESIDENT&CEO ジョルジョ・サルネ

ほか135

(変更後) 三喜商事株式会社 東京都渋谷区広尾5-6-6 広尾プラザ6階

代表取締役社長 堀田 康彦

ハンティングワールドジャパン株式会社 東京都新宿四谷3-1-1

3 代表取締役 恒枝 孝史

タペストリー・ジャパン合同会社 東京都港区六本木6-10-1

六本木ヒルズ森タワー19階 PRESIDENT&CEO トッド・カーン

ほか139

**4 変更の日 令和元年8月1日、令和元年8月4日、令和元年11月6日 ほか34**

- 5 変更の理由 小売業者の名称、住所、代表者の変更及び小売業者の退店、新規出店があったため
- 6 届出の日 令和2年3月26日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 令和2年4月8日から令和2年8月11日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

### 条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告します。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達業務の名称及び数量

県立学校教育ネットワーク再整備事業（G I G Aスクール構想の実現）校内LAN配線業務（県東部県立学校分） 一式

- (2) 調達業務等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

令和3年2月26日（金）

---

#### (4) 納入場所

入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。
- (3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。または、富山県における平成31・令和2年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、電気通信工事として登載されているものであること。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式1）を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和2年5月20日（水）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

### 4 入札参加申込書及び入札説明書等

- (1) 入札参加申込書の提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）
-

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号  
富山県経営管理部情報政策課  
電話 076-444-3117 (直通)

(2) 入札参加申込書の提出期限

公告の日から令和2年5月18日(月)午後5時15分まで

ただし、富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)に4の(1)の担当部署に提出すること。

(3) 入札説明書等の配布

令和2年4月8日(水)から令和2年5月18日(月)までの間(日曜日、土曜日を除く。)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札・開札の日時、場所

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和2年5月22日(金)午前10時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和2年5月21日(木)午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札の方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けていない者のした入札。
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。

- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

## 11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 公告又は入札説明書等に関する質問に対する回答については、富山県経営管理部情報政策課（電話076-444-3117）に問い合わせること。

## 条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告します。

令和2年4月8日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達業務の名称及び数量

県立学校教育ネットワーク再整備事業（G I G Aスクール構想の実現）校内LAN配線業務（県西部県立学校分） 一式

- (2) 調達業務等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

令和3年2月26日（金）

- (4) 納入場所

入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。
- (3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。または、富山県における平成31・令和2年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、電気通信工事として登載されているものであること。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式1）を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和2年5月20日（水）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

### 4 入札参加申込書及び入札説明書等

- (1) 入札参加申込書の提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部情報政策課

電話 076-444-3117（直通）

- (2) 入札参加申込書の提出期限

公告の日から令和2年5月18日（月）午後5時15分まで

ただし、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に4の(1)の担当部署に提出すること。

(3) 入札説明書等の配布

令和2年4月8日（水）から令和2年5月18日（月）までの間（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札・開札の日時、場所

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和2年5月22日（金）午前10時30分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和2年5月21日（木）午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札の方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。



## 9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けていない者のした入札。
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

## 11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

- 
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 公告又は入札説明書等に関する質問に対する回答については、富山県経営管理部情報政策課（電話076-444-3117）に問い合わせること。